



橋本 真由美 議員
(清流会・かさいを育む会)

子ども、市民を中心とした行政運営を！



問 加西市の規則では、教育長に委任しない事項は、教育委員会で議論・判断すると定めている。教育委員会とは、教育長と教育委員による合議体である。その規則において教育長に委任されず、教育委員会に任されている事項については、教育長個人の判断ではなく、教育長と教育委員による教育委員会という合議体で議論し、判断するものという認識か。

答 (教育長) そのとおりです。

熱中症対策としての冷却パッドについて

問 冷却パッドを導入する前に、冷却効果や冷却時間、液漏れなどの安全性、そして児童生徒が毎日持ち運ぶことによる負担について、どのような検討や確認をされたのか。

答 サンプルを令和7年度の夏に取り寄せて、担当者が実際に使用し、効果を確認しています。ただ、猛烈な暑さの中では試していなかったため、実際の現在の状況までは検証することができていませんでした。

賀茂幼稚園の閉園時期について

問 賀茂幼稚園の閉園を早める方向性を決めるまでに、園児数の推移、保護者の就労状況や通園への影響、送迎の負担、小規

模園のメリット・デメリット、存続・閉園それぞれの費用、子供や保護者、地域への影響などを十分に調査し、複数の選択肢を比較し、どのような議論が行われたのか。

答 6月の定例教育委員会に閉園時期の前倒しを提案し、協議いただいた上で、7月、8月に保護者説明会を実施しました。保護者の意見等を踏まえ、8月の定例教育委員会で審議し、最終決定しました。

要望

熱中症対策を現在の気候や子供たちの状況に合わせて見直していく必要がある。今の子供たちにとって本当に十分なのかという視点が必要で、自分ごとと捉えて、引き続き取り組んでいただきたい。



佐伯 欣子 議員
(清流会・かさいを育む会)

専決処分について、市長の本当の思いとは何か！



問 新聞掲載記事の中で、関西学院大学教授から専決処分は地方自治法には「議決すべき事件を議決しないとき」とあるが、「今回は否決と議決されているので当てはまらない。市長は法的にも、政治的にも責任が問われる可能性がある」との指摘をどのように捉えておられるのか。

答 専門家による一つのご意見です。
(市長) 一事象を切り取られた判断で、全体の流れをご覧いただければわかるのではないのでしょうか。

問 地方自治法第179条第1項の「議決しないとき」に該当するので、専決処分をしたと何度も言われている。シンプルに専決処分については違法なのか、違法でないのか答えていただきたい。

答 (市長) 適法と考えているから執行しています。

問 義務的経費と一括にした原案全額の専決処分について、ここまで思われて駐車場拡幅をしようとする市長の本当の思いとは。

答 (市長) 市民サービスの向上です。市民に迷惑がかかるため、やむを得ず専決をしたものです。

問 市長と議会が平行線になっている状況をどう思われるか。

答 (市長) 議会全会一致で決まっていれば何も申し上げませんが、数合わせの感じを受けています。また、駐車場は台数が足りません。現在の来庁者用は2m35cm、職員用は2m20cmです。これを新しく今の標準である2m50cmにします。車のドアが当たるような状況も踏まえて、なぜ発展的に考えられないのでしょうか。議員には職員用へ止められて狭さを感じていただきたいです。

問 職員がどのような車で通勤しているのかを調査されないで、どうして狭い広いということが言い切れるのか。

答 (市長) 市民会館の駐車場も兼ねているので、文化事業にたくさんの方が平日も来ていただき、満杯になるようにとの思いを強く持っています。